

Q 重篤な傷病とは何ですか。

A 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症により、1か月以上の治療を要すると認められる場合をいいます。医師による診断書の病名や療養期間（自宅、宿泊療養を含む）で確認します。

Q 主たる生計維持者は同居している子です。子の事業収入が30%以上減った場合、第1号被保険者である父母は減免の対象になりますか。

A 子が同一世帯である場合は、減免の対象になります。

Q 主たる生計維持者とはどの時点で判定しますか。

A 賦課期日時点（原則4月1日）の世帯状況で判定します。

Q 保険金や損害賠償金とは何ですか。

A ご自身が契約している民間の保険契約などにより、新型コロナウイルス感染症の影響で被った事業収入等の補償として取得する金銭であって、当該事業収入等に代わる性質を有するものです。保険金や損害賠償金で補填される場合は、補填額を収入として扱います。なお、国や都から支給される給付金については収入として扱いません。

Q 主たる生計維持者の合計所得金額が0円ですが、給与収入が減少しました。対象となるのでしょうか。

A この制度は、減少する収入に係る前年の所得額／前年の合計所得金額で減額する保険料額の割合を算出するため、所得が0円の場合はこの制度の対象とはなりません。

Q 令和3年分の所得税の確定申告の際に、給与収入を雑収入として申告した場合、申請できますでしょうか。

A 申請できません。確定申告時の収入の種別が、事業収入、給与収入、山林収入、不動産収入のいずれかであることが必要です。

Q オンライン申請はできますか。

A オンライン申請はできません。郵送での申請を推奨しております。渋谷区のホームページから申請書をダウンロードできます。申請書の送付依頼はお電話で承っております。下記お問合せ先にご連絡ください。

Q いつまで申請できますか。

A 「いずれかの収入の減少」（30%）が見込まれる段階で申請できます。お早めにご申請ください。令和4年分の確定申告をした結果、減少していたという場合も対象になります。申請期日は令和5年3月31日です。

Q 減免が決定された場合、徴収方法に変更はありますか。

A 年金からの特別徴収の場合、普通徴収（納付書又は口座振替）に変更となる場合があります。口座登録をされていない方は事前に口座登録も可能です。ご希望の場合は申請の際にお申し出ください。

ご相談ください！！

65歳以上の皆様へ

**新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方は
介護保険料の減免を申し出ることができます。**

減免の対象となる方

- | | | |
|--|---|--|
| <p>1. 新型コロナウイルス感染症により、令和4年4月～令和5年3月末の間に、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方</p> | ▶ | <p>R4.4月分～R5.3月分
保険料の免除</p> |
| <p>2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少(※1)が見込まれる方</p> | ▶ | <p>R4.4月分～R5.3月分
保険料の減額(※2)</p> |

※1. 世帯の主たる生計維持者について、(1)、(2)の両方に該当する方

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、令和3年分に比べて**10分の3以上減少**することが見込まれること。
- (2) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が**400万円以下**であること。

※2 減額される保険料額は、次の算定式により決定されます。

減額対象保険料額 (A×B／C) × 減免割合 (D)

A：本人の保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額）
C：世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額

収入減少が世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業による場合

▶ 10分の10

又は

上記以外の場合

令和3年の合計所得金額が
210万円以下の場合 ▶ 10分の10
210万円超の場合 ▶ 10分の8

減免の要件

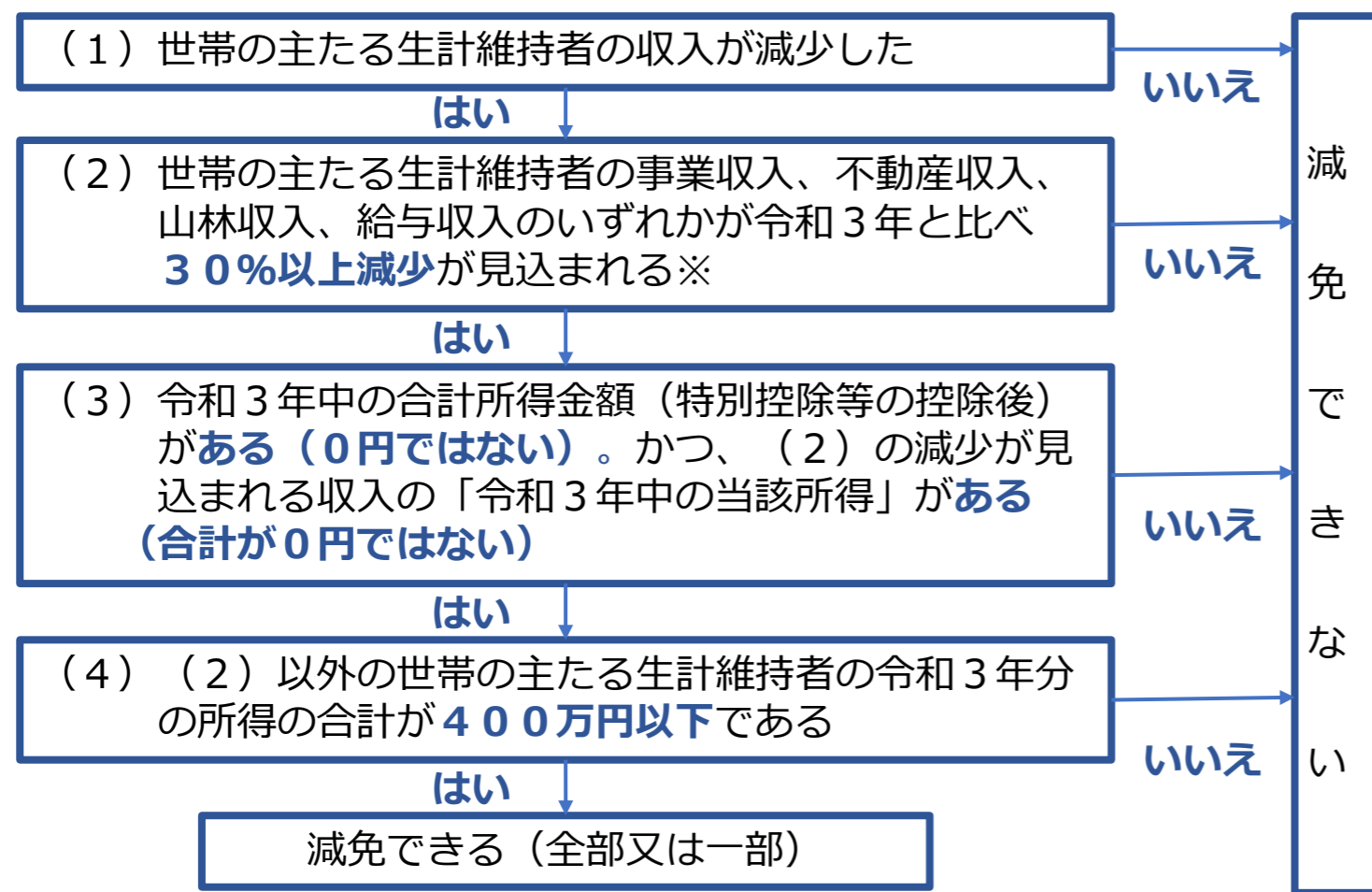
次の要件1又は要件2のいずれかに該当することを確認してください

要件1 死亡又は重篤な傷病 (令和4年4月1日~令和5年3月31日の期間)

- (1) 世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡
- (2) 世帯の主たる生計維持者が、1か月以上の治療（宿泊療養、自宅療養を含む）を要すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が重い場合

要件2 収入の減少 (令和4年中の収入が令和3年中の収入より減少が見込まれる)

■減免の対象の判定方法



※ 保険金や損害賠償等で補てんされる金額は減少に含めません

参考例 要件2の場合の減免保険料額算定方法

- 減免対象期間の保険料額 令和4年度年間保険料額：85,800円…(A)
- 収入及び所得

収入区分	令和3年1月~12月		令和4年1月~12月	減少率
	収入	所得	収入（見込）	
年金	200万円	90万円	200万円	0%
給与	155万円	90万円 (B)	105万円	32%
合計		180万円 (C)		

申請の方法

以下を確認のうえ、申請を行ってください

申請方法 **推奨 郵送で申請** **区役所窓口で申請**
※出張所では受付できません

必要書類 令和5年3月31日（必着）までに提出してください

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料減免申請書
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による状況申告書（要件2の場合）
- (3) 本人確認書類(運転免許証、介護被保険者証等)
- (4) 委任状（本人又は家族以外が申請する場合）
- (5) 申請の理由を証明する書類のコピー

要件1の場合 医師の診断書、死亡届等

要件2の場合 収入の種類に応じて用意してください

対象	確認事項	確認書類（例）	
		事業、不動産、山林収入	給与収入
全員	令和4年中の収入（見込み）	・売上台帳 等	・給与明細書 ・給与の源泉徴収票 等
	令和3年中の収入	・確定申告書 ・売上台帳 等	・確定申告書 ・給与明細書 ・給与の源泉徴収票 等
該当者のみ	事業の廃止又は失業	・廃業届 ・廃業証明書 ・法人登記簿 等	・離職証明書 ・退職証明書 ・雇用保険受給者証 等 (雇用保険受給資格証明書)
	国・都からの給付金又は保険金、損害賠償金等	・支給決定通知書 ・契約書 等	

※ (1) (2) の書類は、区のホームページよりダウンロードしていただくか、お電話でご請求ください。

減免保険料額の算定式

$$\text{対象保険料額 (A) × B / C} × \text{減免割合 (D)} = \text{減免保険料額}$$

左記のA~Cの値を代入

$$85,800\text{円(A)} × 90\text{万円(B)} ÷ 180\text{万円(C)} × 10/10\text{(D)} = \mathbf{42,900\text{円}}$$

※ 減免割合(D)は、合計所得金額(C)が210万円以下の場合10/10、210万円超の場合8/10